○まで、二二四の一三三から二二四の一三九まで、二二四の一六八、二二四の一八五、二二四の一八七、二二四の一八九、二二四の一九一、二二四の一九三、二二四の一九五、二二四の一九七、二二四の二〇〇、二二四の二〇四、二二四の二〇六、二二四の二〇八、二二四の二一〇から二二四の二一八まで、二二四の四・二二四の八から二二四の一四まで・二二四の二一・二二四の二二・二二四の三一・二二四の四二・二二四の四六・二二四の四七・二二四の五五から二二四の五八まで・二二四の六五・二二四の六六・二二四の七一・二二四の一〇一・二二四の一〇二・二二四の一三一・二二四の一三二（以上二十五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市小原字馬頭山（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町大字今宿字岩下山（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第百八号**

**経済産業省**
**環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年六月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

| | |
|---|---|
| 経済産業大臣 | 海江田万里 |
| 国土交通大臣 | 大畠　章宏 |
| 環境大臣 | 江田　五月 |

| 型式届出番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 特定原動機の型式 | 届出事業者の氏名又は名称 | 届出事業者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| NV—974 | ポプキャット　S650 | V3307—DI—T—KDN | 株式会社ポプキャット | 神奈川県横浜市港北区師岡町636番地 |

**○国土交通省告示第百九号**

**経済産業省**
**環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年六月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

| | |
|---|---|
| 経済産業大臣 | 海江田万里 |
| 国土交通大臣 | 大畠　章宏 |
| 環境大臣 | 江田　五月 |

| 型式届出番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 特定原動機の型式 | 届出事業者の氏名又は名称 | 届出事業者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| NV—975 | 日立　ZX450T　F—3 | 6WG1XDH　A | 日立建機株式会社 | 東京都文京区後楽二丁目5番1号 |

**○国土交通省告示第百十号**

**経済産業省**
**環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年六月十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

| | |
|---|---|
| 経済産業大臣 | 海江田万里 |
| 国土交通大臣 | 大畠　章宏 |
| 環境大臣 | 江田　五月 |

| 型式届出番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 特定原動機の型式 | 届出事業者の氏名又は名称 | 届出事業者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| NV—976 | 前田製作所　BM545S—2 | KDN—4TN　V98 | 株式会社前田製作所 | 長野県長野市篠ノ井御幣川1095 |

**○国土交通省告示第百十一号**

**経済産業省**
**環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年六月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

| | |
|---|---|
| 経済産業大臣 | 海江田万里 |
| 国土交通大臣 | 大畠　章宏 |
| 環境大臣 | 江田　五月 |